

第2次  
沖縄県社会福祉協議会21プラン

平成19年3月

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

## はじめに

沖縄県社会福祉協議会では、平成13年3月に策定した「沖縄県社会福祉協議会21プラン」に沿って、平成13年度から平成17年度にかけて、その実現に向けて事業を展開してまいりました。

平成18年は、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の施行という福祉制度の大きな転換期になっていると同時に、年々増えつつある児童の虐待など、市民生活をめぐる福祉問題がますます多様化しております。

沖縄県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会をはじめ、保健・医療・福祉の関係団体及び市民活動組織等との連携を一層強化し、住民福祉の立場に立った制度の円滑な推進支援、地域住民の支えあいによる福祉のまちづくりをめざした事業の展開が求められています。

また、これまで高齢者の生きがいと健康づくりを推進してきた沖縄県いきいきふれあい財団との統合により、沖縄県社会福祉協議会にとって、新たな使命が加わりました。

そのような中、今後の沖縄県社会福祉協議会の使命と果たすべき役割を明らかにするため、新21プランの策定に向けて、検討を重ねてまいりました。

この計画の実施にあたって、沖縄県社会福祉協議会は、県民並びにあらゆる関係者の参画と協働のもとに地域福祉活動を総合的に推進するため、役職員が一丸となって取り組んでいく所存でございます。

県民の皆様をはじめ、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設・団体、関係機関及び保健、医療関係者の一層のご理解とご支援をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり、ご指導ご助言をいただきました「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」の委員の皆様には、心より厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

社会福祉法人

沖縄県社会福祉協議会

会長 呉屋 秀 信

※本資料は、平成19年2月、3月に第2次21プランの推進評価を行い、一部見直し（補正）等の検討作業の実施後のものです。

## 第2次・沖縄県社会福祉協議会21プラン

### ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨    2. 計画の性格    3. 計画の推進期間	
第2章 基本理念	2
第1節 新たな福祉の流れと県社協    ～社会福祉制度の変革～	
第2節 めざすべき基本理念	
第3章 基本構想、基本計画	3
第1節 県社協の活動の強化	3
1. 市町村社協活動の支援	3
現状と課題	
基本構想：市町村社協との連携強化と支援の充実	
基本目標1 「市町村社協との連携強化と支援の充実」	
活動目標1 活動強化支援体制の確立	
活動目標2 地域福祉ネットワーク事業等の推進	
活動目標3 民生委員児童委員活動への支援強化	
活動目標4 役員・事務局体制の強化	
活動目標5 共通課題の研究	
2. 県民参加による福祉社会の形成	7
現状と課題：ボランティア活動、福祉文化の形成	
基本構想：県民参加による福祉社会の形成	
基本目標2 「県民参加による福祉社会の形成」	
活動目標1 ボランティア活動の充実強化	
活動目標2 福祉文化の形成	
活動目標3 福祉に関する啓発	
3. 社会福祉施設・団体への支援	11
現状と課題：種別協議会の運営、福祉事業の経営相談と支援、社会福祉振興基金等を活用した活動支援、「認定個人情報保護団体」事業による支援	
基本構想：社会福祉施設・団体への支援	
基本目標3 「社会福祉施設・団体への支援」	
活動目標1 種別協議会との連携と支援	

活動目標 2	福祉事業の経営相談と支援	
活動目標 3	社会福祉振興基金等を活用した活動支援	
活動目標 4	「認定個人情報保護団体」事業による支援	
活動目標 5	福祉施設・団体及び任意団体等の支援	
4.	社会福祉従事者の資質の向上と研修	16
	現状と課題	
	基本構想：社会福祉事業従事者の資質の向上と研修	
	基本目標 4 「社会福祉事業従事者の資質の向上と研修事業の推進」	
	活動目標 1 福祉事業従事者の研修事業の体系化	
	活動目標 2 福祉人材の養成確保事業の推進	
5.	県民への福祉サービス事業の推進	18
	現状と課題：生活福祉資金貸付事業、福祉総合相談・福祉情報センター事業	
	介護技術等の普及による介護意識の促進、介護保険事業等の円滑な推進	
	明るい長寿社会づくりの推進	
	基本構想：県民への福祉サービス事業の推進	
	基本目標 5 「県民への福祉サービス事業の推進」	
	活動目標 1 生活福祉資金貸付事業の効果的な運営	
	活動目標 2 福祉総合相談・福祉情報センター事業の充実	
	活動目標 3 介護技術等の普及による介護意識の促進	
	活動目標 4 介護保険事業等の円滑な推進	
	活動目標 5 明るい長寿社会づくりの推進	
6.	利用者の立場に立った福祉基盤づくり	25
	現状と課題：地域福祉権利擁護事業、苦情解決事業、福祉施策への提言・要請、	
	保健・医療との連携	
	基本構想：利用者の立場に立った福祉基盤づくり	
	基本目標 6 「利用者の立場に立った福祉基盤づくり」	
	活動目標 1 地域福祉権利擁護事業の推進	
	活動目標 2 苦情解決事業の推進	
	活動目標 3 福祉施策への提言・要請活動の強化	
	活動目標 4 保健・医療との連携強化	
7.	情報、企画活動	29
	現状と課題：企画及び調査研究活動、社会福祉情報サービス	
	基本構想：情報機能の強化と企画機能の充実	
	基本目標 7 「企画・情報機能の強化」	

活動目標 1 企画及び調査研究活動の強化

活動目標 2 情報機能の強化

第2節 県社協の経営基盤強化 . . . . . 32

1. 県社協の経営基盤強化 . . . . . 32

現状と課題：県社協の組織、県社協の財政、事務局体制、沖縄県総合福祉センター機能への対応

基本構想：経営基盤の強化と組織・活動体制の整備

基本目標 1 「経営体制の充実強化」

活動目標 1 会員拡充及び会費の見直し

活動目標 2 理事会・評議員会の機能強化

活動目標 3 情報の積極的な開示

基本目標 2 「財政基盤の強化」

活動目標 1 公的財源の確保と新たな補助・受託事業の開発

活動目標 2 自主財源の増強

活動目標 3 事務、事業の見直しと財源の効率的な運営

基本目標 3 「事務局体制の強化」

活動目標 1 事務局組織の機能的構成

活動目標 2 職員の資質の向上

基本目標 4 「沖縄県総合福祉センター機能への対応」

活動目標 1 沖縄県総合福祉センター機能の充実

第4章 年次実施計画

1. 県社協の活動強化 . . . . . 38

2. 県社協の経営基盤強化 . . . . . 42

・第2次・沖縄県社協21プラン（基本構想・基本計画・実施計画）の体系 . . . . . 43

・参考資料

(1) 沖縄県社会福祉協議会の歩み . . . . . 45

(2) 沖縄県社会福祉協議会組織機構図 . . . . . 47

・関連資料

(1) 「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」設置要綱 . . . . . 49

(2) 「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」委員名簿 . . . . . 50

(3) 「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会ワーキンググループ」設置要綱 . . . . . 51

(4) 「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」設置要綱 . . . . . 52

(5) 「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」委員名簿 . . . . . 53

(6) 「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会ワーキンググループ」設置要領	・	54
(7) 沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会等の経過	・・・・・・・・・・・・・・・・	55

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

沖縄県社会福祉協議会では、平成13年より「沖縄県社会福祉協議会21プラン」により、市町村社協や施設団体等への支援を進めてまいりました。平成17年度に計画最終年度となることから、21プランの成果を踏まえ、県社協の現状に多角的な評価分析を加えるとともに、沖縄県社協が新たな機能と役割を明らかにし、今後地域福祉を総合的・計画的に推進すべく、そのあるべき姿、果たすべき役割について検討を重ね、平成18年度よりスタートする計画を策定いたしました。

## 2. 計画の性格

この計画は、県社協が、市町村社協や福祉施設団体等に対する支援活動体制の強化を図り、本県における地域福祉活動を総合的に推進していくことを目的とします。

この計画は、県社協の組織、財政、事務局等の今後のあり方と事業・活動の実施計画を示すものです。

## 3. 計画の推進期間

平成18年度から22年度までの5年間とします。なお、毎年度評価し、平成20年には、総合的な見直しを行います。

この計画に定める基本計画を実現するために、毎年度実施計画を策定いたします。

進行管理は、毎年度評価を行い、必要に応じて毎年度補正します。

## 第2章 基本理念

### 第1節 新たな福祉の流れと県社協

#### 社会福祉制度の変革

社会福祉基礎構造改革の推進により、高齢者や障害者、児童福祉の各領域において、抜本的な施策の見直しや充実が図られています。

さらに、これからの社会福祉においては、障害者の自立支援をはじめ、誰でも、自分らしく自立した生活を送れるよう、地域福祉の整備に大きな期待が寄せられています。

また、私たちのまわりでは、年々増えつつある児童の虐待や高齢者介護など、市民生活をめぐる福祉問題がますます多様化しております。これらの解決にあたっては、公的な施策の充実を図るとともに、地域の中で誰もがその一員として支え合い、共に生きるという福祉のまちづくりを、これまで以上に力強く進めていかななくてはなりません。

福祉活動のマンパワーの確保や養成、福祉従事者の資質の向上並びに福祉事業者の経営支援についても県社協の役割として、今後も取り組んでいく必要があります。

### 第2節 めざすべき基本理念

県社協は、自立と共生の理念に立ち、沖縄の福祉文化を創造しつつ、県民一人ひとりが共に支え合い、安心して生活できる地域社会を形成していくため、県民並びにあらゆる関係者の参画と協働のもと、地域福祉活動を総合的に推進します。

## 第3章 基本構想、基本計画

### 第1節 県社協の活動の強化

#### 1. 市町村社協活動の支援

##### 現状と課題

介護保険制度改革、障害者自立支援法の成立、市町村合併等市町村社協をめぐる状況が大きく転換しつつあり、県社協にはあらためて支援体制の強化が求められています。

市町村社協支援活動の基礎となる調査研究活動を踏まえて、的確な情勢分析と情報提供、及び助言や支援を行うシンクタンクの役割や、コンサルタント機能の確立が期待されています。

そのためにも、これらの機能を担いうる人材の養成が課題となっています。

また、地域においては、各種問題に対し民生委員児童委員の果たす役割が重要となっており、各市町村社協においては、その活動へのなお一層の支援が求められています。

##### 基本構想

#### 市町村社協との連携強化と支援の充実

調査研究活動を踏まえ、情報提供並びに個別課題への助言指導を重視し、市町村社協の信頼と期待に応えうるシンクタンク及びコンサルタントとして、支援体制の強化に努めます。また、社協診断等を実施し、市町村社協の適正運営を支援します。

市町村社協が地域福祉の第一線にあって、住民やボランティア団体、NPO等とともに福祉コミュニティづくりを進める基盤の整備を図るため、地域福祉活動計画づくりや地域福祉ネットワーク事業等を通じた支援を一層強化し、周辺社協への成果の普及を推進します。

さらに、社協間格差の是正、情報開示、第三者評価、苦情対応といった共通課題につ

いても、市町村社協とともに研究を進め、その成果の普及に努めます。

市町村社協と市町村民児協が協働し、民生委員児童委員の課題解決に向けた地域活動が円滑に行われるように、県民生委員児童委員協議会と連携しながら、支援します。

## **基本目標 1** 市町村社協との連携強化と支援の充実

### **活動目標 1** 活動強化支援体制の確立

市町村社協が、地域福祉活動を進めていく上で生じる種々の課題に対して、個別的・具体的な支援を強化するため、各種調査活動を通して実態の把握に努めます。

学識者や専門家の活用、県社協職員の専門性の向上を通じてシンクタンク機能及びコンサルタント機能を確立し、市町村社協の行う調査・研究・計画化の支援や助言に努め、また、市町村社協の評価・経営診断等に基づく経営戦略の提供を行い、適正な法人運営を支援します。

社会福祉法で定められた市町村地域福祉計画の策定にあたって、市町村社協が長年の地域福祉活動の成果と理念を踏まえて参画できるよう、社協自体の地域福祉活動計画づくりやその評価、見直しを促進します。

市町村社協の運営と活動に有用な情報を的確迅速に提供するための情報活動を強化します。

- (1) 調査研究活動の推進
- (2) 市町村社協評価支援事業の推進
- (3) 市町村社協経営診断の実施
- (4) 地域福祉活動計画策定の推進
- (5) 情報提供活動の充実

### **活動目標 2** 地域福祉ネットワーク事業等の推進

市町村社協がこれまで培ってきたネットワークをいかした小地域福祉活動を基盤に、さまざまな関係者と協働した福祉のまちづくりに関する事業の充実強化を目指します。

特に、離島等小規模社協は地域特性に応じた福祉活動が展開できるよう、地域の特性に即した支援を強化します。

- (1) 小地域福祉活動の推進支援
- (2) 離島等小規模社協への支援
- (3) 地域福祉ネットワーク事業の推進

### 活動目標 3 民生委員児童委員活動への支援強化

市町村社協と単位民児協・市町村民児協が一体となって地域福祉の推進に取り組むため、県民児協の組織強化を支援していくとともに、市町村社協における民生委員児童委員活動との連携の強化を図ります。

平成19年の民生委員制度創設90周年に向け、全国一斉活動として取り組まれることとなった「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の全県的な普及を図るとともに、地域の子育て支援活動、虐待防止活動、消費者被害防止活動等に民生委員児童委員が参画し、安心と安全のまちづくりに積極的な役割を果たすことができるよう、その支援を図ります。

- (1) 県民児協運営の支援
- (2) 地区・市町村・単位民児協活動強化の支援
- (3) 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の普及

### 活動目標 4 役員・事務局体制の強化

地域の福祉ニーズに即して、市町村社協が目指すべき理念と基本方向に沿った地域福祉活動を展開するため、体系的な研修や情報提供によって役員及び事務局職員の意識啓発と資質の向上を図ります。

- (1) 市町村社協職員の資質の向上に向けた研修会の開催
- (2) 市町村社協役員マニュアルの作成

## 活動目標 5 共通課題の研究

市町村社協の事業、組織、財政等に関する諸課題について、市町村社協自ら解決に向けた取組を進められるよう、沖縄県市町村社協連絡協議会と連携して、研究委員会の設置など側面的な支援を強化します。

- (1) 沖縄県市町村社協連絡協議会における問題別研究委員会の設置促進

## 2. 県民参加による福祉社会の形成

### 現状と課題

#### ボランティア活動

全国的に、都道府県社協のボランティアセンターにおいては、NPOをはじめ幅広い市民活動の支援を拡大させてきています。また、平成16年度から3年間の委託事業として勤労者マルチライフ支援事業を通じて、勤労者のボランティア活動の啓発・支援に努めており、委託が終了する19年度以降のフォローアップが課題です。

一方、地域に根付いた住民ボランティア活動の育成に努める市町村社協への支援も重要な役割です。特に、市町村社協のボランティアコーディネーターは、地域ボランティア育成のキーパーソンであり、その資質向上への支援が必要です。

また、福祉施設、NPO、学校等におけるボランティア活動のマネジメントについても、連携、支援を図る必要があります。

#### 福祉文化の形成

ノーマライゼーションの理念にもとづく福祉社会の形成のためには、地域住民自ら福祉コミュニティづくりに向けて、地域福祉活動を推進していくことが重要であり、沖縄の福祉文化の創造を目指す取り組みが必要です。

### 基本構想

#### 県民参加による福祉社会の形成

21世紀の沖縄を、心豊かな福祉社会として築き上げるためには、公的な福祉施策の充実とともに、県民一人ひとりが他者を思いやり、その人格を尊重する福祉文化の形成が必要です。

県社協では、県民の福祉意識の高揚を図るため、県民及びあらゆる関係者の参画のもと、幅広い活動を展開します。また、年少時から社会福祉にふれ、理解を深める福祉教

育活動の推進、及び広域的な活動を行うボランティア団体・NPOのネットワーク化や助成の斡旋など支援の強化を図る必要があります。

さらに、地域に根ざした住民活動の普及を図るため、市町村ボランティアセンターの機能充実を促進します。

また、企業の社会貢献活動についても、啓発、継続支援をしていきます。

## **基本目標 2** 県民参加による福祉社会の形成

### **活動目標 1** ボランティア活動の充実強化

ボランティア・市民活動支援センターが、県内ボランティア活動の中核的な推進拠点として機能できるよう、利用しやすい拠点の整備を図るとともに、助言及び連絡調整機能の強化を目指します。また、社会福祉に限らず、環境、教育などの分野で急速に広がりを見せる市民活動などにおいて、県民が様々な形でボランティア活動に接することができるよう情報機能を強化します。

全市町村社協においてボランティアセンターの設置又は機能充実を促進し、ボランティア活動の普及を促すため、市町村社協とともに定期的な研究協議を進め、具体的な取組プログラムを開発します。特に、小規模離島等地域のボランティアセンターの活動は地域性を勘案した支援の強化に努めます。

また、専任コーディネーターの配置の促進と研修の充実により、資質の向上に努めます。

今後ますます活発化・多様化していくことが予想されるボランティア活動・NPO活動に対応するため、福祉施設、ボランティア団体・NPO、企業等のボランティアコーディネーターやリーダーの育成、情報提供に努めます。また、県内の各関係機関との連携のもと、支援体制の強化を図ります。

さらに、大学、短大、専門学校生等を対象に、ボランティア活動を通して、社会を形成する一員としての意識高揚を図るよう努めます。

児童・生徒の福祉体験学習のあり方についても「子どもの豊かな学びを考える専門委

員会」において調査研究を進め、ボランティア活動推進校等への支援の強化に努めます。

勤労者マルチライフ支援事業の成果を踏まえ、勤労者のボランティア活動への参加の促進を図るとともに、企業の社会貢献活動の啓発・促進を図ります。

- (1) 県ボランティア・市民活動支援センターの拠点整備及び機能強化
- (2) 市町村ボランティアセンターへの支援
- (3) 福祉施設・ボランティア団体・NPO への支援と協働
- (4) 大学等との連携による学生へのボランティア活動の推進
- (5) 福祉教育の推進・学校教育との連携
- (6) 企業の社会貢献活動及び勤労者のボランティア活動の促進

## 活動目標 2 福祉文化の形成

自助、共助、公助があいまった、地域に根ざした福祉文化を形成していくためには、心身の障害や年齢等に関わらず、誰でも社会に生活する個人として、同等の尊厳と参画の機会を保障すべきであるというノーマライゼーションの理念の啓発を進める必要があります。あわせて、成熟した市民社会にふさわしい自発的、主体的な参画による新たな支え合いの活動を普及する観点から、地域を構成する市民の役割としての自立と連帯の認識を喚起するとともに、他者を思いやり、その人格を尊重する福祉マインドの醸成を図るため、県民及びあらゆる関係者の参加のもと、沖縄の福祉文化の共通理解の形成と、幅広い活動を展開します。

- (1) 「地域の福祉力」向上に向けたセミナー等の開催
- (2) 住民同士の支え合い活動の活性化にむけた調査研究および情報提供

## 活動目標 3 福祉に関する啓発

県民へ広く社会福祉についての啓発を図り理解を高めるとともに、社会福祉活動に貢献された関係者の顕彰を行い、今後の社会福祉の向上発展に資することを目的として、毎年、県内の福祉関係者が一堂に会して沖縄県社会福祉大会を開催しています。今後と

も沖縄県と県共同募金会との共催事業として、継続させていく必要があります。併せて、国や沖縄県、全社協、市町村、市町村社協、関係機関・団体等と連携し、各種の福祉週間行事等の実施や協力等による県民への啓発・促進に努めます。

(1) 沖縄県社会福祉大会の開催

(2) 各種福祉週間等への協力

### 3. 社会福祉施設・団体への支援

#### 現状と課題

##### 種別協議会の運営

県社協は、福祉施設・団体等と連携して地域福祉の増進を図るために、各種別協議会を内部組織として規定し（定款 20 条）、各種別協組織の事務局運営や連絡調整のための役員会、総会、委員会、職種別部会、各種の研修会、調査研究、情報提供、九州及び全国組織の会議や研修会、研究大会等の派遣幹旋、表彰推薦等の事業を実施しています。

現在、福祉施設経営者・老人福祉サービス・保育・在宅介護支援センター・心身障害者・身体障害者・児童養護の 7 種別協の事務局を設置し、社会就労センターについては、平成 18 年度から沖縄県セルフセンターに事務局を移行します。

今後の各種別協議会活動は、近年の三位一体改革、規制改革、社会保障・社会福祉制度の大きな変革の中で、諸制度改革に適確に対応していくための取り組みが求められており、より一層の自主的・自律的な組織運営を図っていくことが期待されています。

このような大きな改革の流れを踏まえて、県社協においては、社会福祉法人（施設）・団体等との連絡調整や情報提供、支援活動等を主要事業の一つとして、今後とも各種別協議会との連携、協働事業等を積極的に推進しつつ、新たな時代に即した展開を図る必要があります。

##### 福祉事業の経営相談と支援

平成 12 年 6 月、改正施行された社会福祉法では、「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」（第 108 条）が都道府県社協の事業として規定されたことにより、在宅福祉部門も包含した経営支援・指導事業を担うことが明確になりました。

県社協には、福祉サービスが利用者の自立支援や生活安定に適切に資するため、福祉施設や市町村社協などのサービス提供者が、適正かつ安定的な事業経営を行うための経営全般にかかる専門的な支援が求められています。

これまで県社協では、福祉施設経営指導事業を平成3年11月から実施しております。本事業は、平成17年度から補助金が一般財源化され、県単独補助事業となりましたが、本事業の果たす役割は益々重要となっており、県社会福祉施設経営者協議会との協働による事業の拡充を図る必要があります。併せて、社会福祉法人が自ら経営組織、体質の改革を行い、真に自律的な経営を確立していくことを支援する「経営改善支援事業」（全国経営協が提唱）の普及・促進を図ることが期待されています。

### **社会福祉振興基金等を活用した活動支援**

多様化する福祉ニーズに対応するため民間福祉事業の自主的、創造的な活動を継続かつ発展させなければならない。

心のふれあう明るく豊かな地域社会をつくるには、すべての人びとが、自分たちの住む地域に関心を寄せ、お互いに助け合い、支えあっていく心が大切です。

### **「認定個人情報保護団体」事業による支援**

「個人情報の保護に関する法律」第37条による「認定個人情報保護団体」として、県内の福祉・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いを進めるための業務を実施し、福祉・介護サービス利用者の権利利益を保護して行く必要があります。

## **基本構想**

### **社会福祉施設・団体への支援**

個人の尊厳の保持、利用者本位等の新たな社会福祉の理念のもとに大きく転換した社会福祉体制の中で、新たな社会福祉施設経営や福祉サービスの提供が行われています。利用者とサービス提供者が対等な立場に立ち、利用者の意向に即したサービスの選択と利用が図られてきており、福祉サービスの評価や介護サービス情報の公表、利用者の苦情を受け止め解決するシステムの整備等、利用者保護を重視した仕組みが確立されつつあります。また、サービス提供事業者の多元化とともに市場原理が導入され、採算性の

確保という新たな経営手法も導入されてきております。

県社協においては、福祉施設・団体等が相互に連携を深めつつ、経営課題の解決やサービスの質の向上を目指した活動を行う種別協議会の主体性を尊重しながら緊密な連携を保持し、組織活動の充実強化を図りつつ、連絡調整や情報提供、各種研修会や調査研究等の協働事業を推進します。

併せて、社会福祉法人（施設）の適正かつ安定的な経営と福祉サービスの質の向上を図るための人事労務管理や財務管理、法律等の専門家による指導助言を行う福祉施設経営指導事業（県補助事業）を推進しております。平成18年度から新たに、県社会福祉施設経営者協議会と協働して、社会福祉法人が自ら経営組織、体質の改革を行い、真に自律的な経営を確立していくことを支援する「経営改善支援事業」（全国経営協が提唱）の普及・促進を図ります。

### **基本目標 3** 社会福祉施設・団体への支援

#### **活動目標 1** 種別協議会との連携と支援

種別協議会の運営に関して、その組織・事業等の規模に応じた嘱託職員等を配置し、各種委員会や専門部会等の組織活動の活性化による自主運営を促進します。併せて、今後とも緊密な連携を保ちながら、福祉課題の共有化を図るとともに、課題解決に向けての連絡調整や協働事業を推進します。

また、改正介護保険法や障害者自立支援法の施行により、事業経営の見直しが当面の課題となっておりますが、各種法令への適正な対応や経営戦略の構築が求められ、社会福祉法人の経営診断やコンサルティングへの需要も高まることが予想されます。このようなことから県社協が行う経営指導事業の役割は、ますます重要となっており、18年度から新たに、県社会福祉施設経営者協議会と協働して、社会福祉法人が自ら経営組織、体質の改革を行い、真に自律的な経営を確立していくことを支援する「経営改善支援事業」（全国経営協の提唱）の普及・促進を図ります。

種別協議会の主要な活動の一つである研修については、全体的な福祉従事者研修体系

との研修内容等の調整を図りつつ、自主事業としての研修、セミナー等の充実強化に努めます。

県社協においては、各種別協議会と協働して、社会福祉法人（福祉施設）の経営や福祉サービス等に関する情報提供、調査・研究、政策提言活動等を強化推進します。

各種別協議会や各福祉施設等の連絡調整を図るための連絡会議の開催や県内の社会福祉法人の経営基盤強化、会員相互の情報交換、研鑽等を深めていくための組織である県社会福祉施設経営者協議会の組織活動の充実強化に努めます。

- (1)各種委員会や職種別部会活動等の強化推進
- (2)課題・問題別の専門的な各種研修会等の実施
- (3)経営改善支援事業の普及啓発及び促進
- (4)各種別協議会の連絡調整、協働事業の推進
- (5)県や市町村行政への政策提言活動の推進

## 活動目標 2 福祉事業の経営相談と支援

「福祉サービス利用者の利益保護」、「社会福祉事業の公明・適正な実施の確保」等、新たな社会福祉理念を基本とする社会福祉法の方向性に沿った福祉事業経営を支援するためには、在宅福祉サービスの領域を含めた経営支援事業を推進します。

併せて、三位一体改革による公立保育所の運営補助金の般財源化、公立保育所の統廃合や民営化、認可保育園の設置促進が図られていることから、保育所等への巡回経営相談を強化推進します。

- (1)各社会福祉法人（施設）への巡回経営相談の推進
- (2)社会福祉法人経営の課題別の各種研修等の実施

## 活動目標 3 社会福祉振興基金等を活用した活動支援

基金の確保ならびに効率的な運用を行うとともに、適正で公平な助成による民間福祉活動支援に努めます。

- (1) 社会福祉振興基金による社会福祉施設の整備や民間福祉団体の活動支援のための助成
- (2) 地域福祉基金による民間福祉団体の活動支援のための助成
- (3) 民間福祉資金を活用した民間福祉団体への支援

#### 活動目標 4 「認定個人情報保護団体」事業による支援

「認定個人情報保護団体」として、県内の福祉・介護関係事業者がその事業の遂行に際して個人情報を取扱う際に開示すべき利用目的、講ずるべき安全管理のための措置等の具体的な基準として個人情報保護指針を作成し、その普及に努めます。

また、県民の福祉介護従事者による個人情報保護の苦情に対し、対象事業者が対処解決できない場合には、認定個人情報保護団体として、苦情の解決に取り組みます。

- (1) 事業者向け指針の普及
- (2) 対象事業者への啓発、支援に関する事業の推進
- (3) 個人情報の取扱いに関する苦情解決

#### 活動目標 5 福祉施設・団体及び任意団体等の支援

社会情勢の推移や福祉ニーズの変化に対応した福祉サービスを実現するためには、各サービス提供事業所におけるサービスの質の確保と専門機能の拡充とともに、インフォーマルな資源を含めた総合的支援体制の構築が求められます。

県社協においては、各種関係団体等に対し、活動協力や情報交換等を通して福祉課題の共有化を図るとともにコーディネートに努めます。

- (1) 社会就労（授産）関係施設・団体等との連携
- (2) 精神障害者施設・団体等との連携
- (3) 任意団体・小規模作業所等の支援

## 4. 社会福祉従事者の資質の向上と研修

### 現状と課題

新たな社会福祉制度、社会の情勢の変化を踏まえ、社会福祉従事者の質の向上、専門性を高めるため、県社協における新たな社会福祉研修体系の取り組みが求められています。

雇用の多様化が進むとともに、ますます専門性が求められる福祉現場においてサービスの質の確保ができるよう、人材の確保・養成に関する相談・支援体制の充実が求められています。

### 基本構想

#### 社会福祉事業従事者の資質の向上と研修

社会福祉事業の現場において、福祉サービス利用者の自立支援、個人の尊厳といった社会福祉援助の原則に即して、質の高いサービスを実現するためには、優れた福祉人材の確保と養成が何よりも重要です。

また、福祉専門職能団体や養成校等との連携を緊密にとりつつ、相談体制の充実、・広報活動を強化し、福祉施設等における質の高い福祉人材の確保を支援します。

さらに福利厚生充実、福祉職場にふさわしい人事労務管理制度の確立等を支援し、福祉人材の定着を図ります。

### 基本目標 4 社会福祉事業従事者の資質の向上と研修事業の推進

#### 活動目標 1 福祉事業従事者の研修事業の体系化

県からの受託研修や各種別協議会の独自研修等についても、種別協議会本来の目的や、県社協との機能分担を考慮に入れながら、総合企画委員会において整理された研修体系に沿って研修を進めます。

福祉の「職場研修」を推進するため、インストラクターの養成を図ります。

- (1) 社会福祉事業従事者に対する研修
- (2) 系統的な研修カリキュラムの作成
- (3) 職場研修指導者養成

## 活動目標 2 福祉人材の養成確保事業の推進

介護保険の施行や社会福祉制度の改革等により、福祉職場の雇用労働環境は大きく変化しています。これらの動きを踏まえながら、質の高い福祉人材の確保養成や福祉事業経営者に対する的確な支援を行うとともに、福祉施設等に従事しようとする者に対する就業援助に努め、頼られる福祉人材センターを目指して、次の通り事業の充実を図ります。

公募採用への理解を深め、求人開拓を強化するとともに、質の高い福祉人材を確保するため、福祉専門職能団体や養成校等との連携を強化し、有資格者の求職登録を促進します。

また、福祉人材の育成と養成確保に向けて、幅広く福祉への理解と関心を高めるための啓発広報活動を強化します。

福祉の職場に優秀な人材が定着するよう、職員処遇の向上と福利厚生充実のため福利厚生センター（ソウェルクラブ）への加入等を促進します。また、福祉職場にふさわしい人事管理制度の推進等、社会福祉事業経営者への支援を強化します。

- (1) 福祉人材研修センター運営
- (2) 福祉人材無料職業紹介
- (3) 社会福祉事業従事者説明会・講習会の実施等
- (4) 社会福祉事業従事者確保に関する調査研究
- (5) 社会福祉事業経営者等に対する相談援助
- (6) 福祉に関する啓発等
- (7) 関係機関団体との連携
- (8) 福利厚生センター事業の推進

## 5. 県民への福祉サービス事業の推進

### 現状と課題

#### 生活福祉資金貸付事業

本県の貸付・償還状況等は、平成16年度全国統計によると①貸付原資保有額は32億810万円で第10位、②貸付中合計は5,121件で第9位、29億7,925万円で第7位、③償還済額は3億7,157万円で第9位、償還率は33.3%で第19位となっており、いずれも平均値を上回り、安定的に推移している。一方、事務費会計の状況は、近年修学資金等（無利子資金）の貸付増大に伴い、貸付利子収入が大幅収入減となり運営を圧迫しており、緊急の課題であります。

今後は、補助金制度の見直しにより、本制度を取り巻く状況が大きく変化していくことが予想されるので、安定的な運営を目指して、関係者との連携のもと問題解決に向けて取り組まなければなりません。

#### 福祉総合相談・福祉情報センター事業

平成18年度より実施する高齢者総合相談センター事業を中心として、現行の各種相談を含め、県民相談ニーズに適切に対応できる相談体制の整備を進めていきます。

また、県総合福祉センターにおいては、県民のニーズに応じて福祉に関するあらゆる情報を収集・管理し提供するほか、書籍や福祉ビデオ等の閲覧・貸出しを行う福祉情報ライブラリーを整備することとしています。県社協では、その運営を通して、県民や福祉関係者に対する情報提供活動を積極的に進めます。

#### 介護技術等の普及による介護意識の促進

「高齢者は県民全体で支えるもの」という考え方を広く住民に啓発するため、介護知識、介護技術の普及と啓発事業を推進することを目的として、平成15年4月に「沖縄県介護実習・普及センター」が設置されました。

## 介護保険事業等の円滑な推進

我が国は、高齢者人口や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、介護保険制度が将来にわたり国民の老後を支えることができるように制度の持続可能性を確保し、明るく活力ある超高齢化社会の構築を図るための改正介護保険法が平成17年6月に成立しました。今回の主要な改正事項は、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上、負担の在り方・制度運営の見直し等となっています。

県社協には、これらの改正を踏まえて、利用者が適切に介護サービスを選択できるような支援を行うとともに、事業者等に対する介護サービスの適正な実施や効率的な経営に資する助言、情報提供等、コンサルタント的機能を発揮することが期待されています。

併せて、平成17年10月に成立した障害者自立支援法は、障害者の地域での自立した生活を支援する体制をより強化し、身体・知的・精神の障害に共通する福祉サービスを一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し等、これまでの障害者施策・制度を大幅に改革するものです。本制度・施策の円滑な導入を図るための関係機関・団体等との連携や県民、事業者等への適確な情報提供や支援が求められております。

## 明るい長寿社会づくりの推進

今後、高齢者の価値観、ライフスタイルの多様化やサラリーマンOBが増加する中、高齢者の8割強は介護を必要としない高齢者であり、このような高齢者が、自分の能力を活かし地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。

介護予防という観点においても、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動を社会全体の取組として積極的に行われることが必要です。

## 基本構想

### 県民への福祉サービス事業の推進

低所得世帯等に対する生活福祉資金貸付事業の運営については、相談から貸付、生活支援まで効果的な活用を促進します。

また、県社協の持つ福祉情報と市町村社協、社会福祉施設・団体等とのネットワーク機能を活用して、福祉に関する多様な相談ニーズに対応するための総合相談機能の充実に努めます。

さらに福祉情報ライブラリーの運営を通して福祉情報の収集・分析及び県民や福祉関係者に対する情報提供活動を積極的に進めます。

介護問題について県民の理解のもとに「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く地域住民に啓発するため、高齢者等介護の実習等を通じて、介護知識、介護技術の普及と啓発事業を推進します。

改正介護保険法の新たな仕組みとして、利用者が介護サービス事業所を適切に選ぶための客観的な情報を提供する「介護サービス情報の公表制度」の円滑な導入を図るとともに、認知症高齢者グループホームの外部評価事業の推進や福祉サービス第三者評価推進事業の啓発普及に努めます。併せて、今後も継続して、介護支援専門員実務研修受講試験や実務研修等を実施します。

また、平成18年度から施行される障害者自立支援法は、障害福祉サービスが、個人の尊厳の保持、利用者本位という基本理念に即して円滑に運用されるように、市町村や関係機関等と連携し、福祉施設・団体や事業者等に対する支援、及び県民への情報提供等に努めます。

元気な高齢者と呼ばれている方々が持っている能力を発揮し、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境づくりである健康づくりの推進、学習機会の充実、就業機会の確保や「社会参加の機会の充実などは、これから大変重要になってきており、このことは、高齢者の介護予防の観点からも推進していくことが大切です。

## **基本目標 5** 県民への福祉サービス事業の推進

### **活動目標 1** 生活福祉資金貸付事業の効果的な運営

生活福祉資金はさまざまな生活課題をもつ人々に対して借受世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としていることから、市町村社協・民児協と連携し、相談から貸付、さらに生活支援までの仕組みの強化を図ります。

また、広く県民のニーズに対応するため、資金種類ごとのチラシを新たに作成し、市町村社協職員や民生委員に対して、本資金制度への正しい理解と積極的な活用意欲の助長を図ります。

貸付から償還完了まで一貫して借受世帯を支援し、かつ確実に償還につなげていくため、県社協、市町村社協及び民生委員の役割を明確化し、三者の連携体制により償還活動を進めていきます。特に、民生委員による生活支援活動の効果的な推進を図るため、情報の提供に努めます。

一方、償還能力その他の状況を十分に勘案しつつ、必要な場合は法的措置を含めて、償還の促進を強く進めるものとします。

- (1) 市町村社協に対する貸付・償還業務の指導
- (2) 民児協との連携強化
- (3) 関係資料の作成、配布
- (4) 各種委員会、研修会の開催
- (5) 関係機関団体との連携強化
- (6) 債権管理体制の強化推進

### **活動目標 2** 福祉総合相談・福祉情報センター事業の充実

高齢者総合相談センターを福祉総合相談センターの中心的存在として位置付け、本会の各種相談事業等と併せて実施し、県民及び福祉関係者の相談ニーズへの効率的な対応を図るとともに、県内の福祉・保健・医療その他生活全般に関わる相談機関とのネット

ワークを活用した総合相談センターとしての機能の充実を図ります。

また、県民のニーズに応じて福祉に関するあらゆる情報を収集・管理し提供するほか、書籍や福祉ビデオ等の閲覧・貸出しを行う福祉情報ライブラリーを整備し、県社協では、その運営を通して、県民や福祉関係者に対する情報提供活動を積極的に進めます。

(1)福祉総合相談センター機能の充実

(2)福祉情報ライブラリーの整備

### 活動目標3 介護技術等の普及による介護意識の促進

高齢化がますます進展する中で、介護保険の見直しや障害者の自立支援施策の展開等に伴い、要介護者の介護等について県民一人ひとりがそれぞれの課題として捉え、取り組むことが求められています。

そこで、介護問題について県民の理解のもとに「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く地域住民に啓発するため、高齢者等介護の実習等を通じて、介護知識、介護技術の普及と啓発事業の推進を図ります。

さらに、県総合福祉センターを拠点として、介護実習室、福祉用具の展示・相談体制を整備し、介護研修の充実と福祉用具・住宅改修の普及を図るとともに、各関係機関・団体との密接な連携を進め、介護実習・普及センター事業を効果的に推進します。

また、小・中学校の教諭普通免許状取得希望者には教育に携わる人達が高齢者や障害者、児童の介護や交流等の体験を通し、福祉教育の水準を引き上げるとともに、教員の資質向上及び義務教育の充実を図ることを目的に「介護等体験」が義務化されております。

県社協においては、「介護等体験」事業が円滑に実施されることを目的に、社会福祉施設等における介護等体験の受入れ調整を行います。

(1)介護実習・普及センター運営

(2)啓発・広報

(3)介護に関する知識・技術の普及講座開催

- (4)福祉用具及び住宅改修普及講座開催
- (5)介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実
- (6)地域組織化活動の強化
- (7)関係機関・団体との連携
- (8)小・中学校教員免許取得に係る介護等体験事業の実施

#### 活動目標 4 介護保険事業等の円滑な推進

県社協においては、平成18年度からの改正介護保険法の施行を踏まえ、県民が適切に介護サービスを選択できるような支援を行うとともに、事業者等の適正な介護サービスの提供や効率的な経営に資するための支援、研修、情報提供等を強化推進します。

また、今回の法改正により、利用者が介護サービス事業所を適切に選ぶための情報を提供する仕組みとして、「介護サービス情報の公表制度」が平成18年度から本格実施されます。県社協は、その中核的役割を担う、指定情報公表センターと指定調査機関を運営し、介護サービスの質の確保と向上の支援に努めます。

併せて、認知症高齢者グループホームの外部評価事業の推進や福祉サービス第三者評価推進事業の啓発普及に努めます。

なお、介護支援専門員の充足と資質の向上を図るため、今後も引き続き介護支援専門員実務研修受講試験や実務研修等を実施します。

- (1)指定情報公表センターの運営
- (2)指定調査機関の運営
- (3)認知症高齢者グループホームの外部評価事業の推進
- (4)介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等の実施
- (5)介護支援専門員実務研修受講試験対策セミナーの開催
- (6)福祉サービス第三者評価推進事業の啓発普及

## 活動目標5 明るい長寿社会づくりの推進

活力ある高齢社会を実現する上で、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために、県民の意識の高揚を図ります。

個人の生きがいと健康づくりが効果的に進められるよう、体力の保持増進を図り、高齢者の親しみやすいスポーツ・レクリエーション活動普及に努めます。

多様化する高齢者の学習ニーズに対応するため、各種講座等の充実を図るとともに、学習情報の提供など学習環境の整備に努めます。

高齢者及びその家族等の抱える保健、福祉、医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ります。

就業は、社会参加の場であり、生きがいを高める場でもあることから、高齢者の就業機会を確保するため、高齢者無料職業紹介所の運営や、シルバー人材センター等との連携に努めます。

- (1) 長寿社会に対する啓発普及事業
- (2) 高齢者の生きがいと健康づくり事業
- (3) 組織づくりと指導者育成事業
- (4) 地域福祉基金補助事業
- (5) 高齢者総合相談事業
- (6) 高齢者無料職業紹介運営事業

## 6. 利用者の立場に立った福祉基盤づくり

### 現状と課題

#### 地域福祉権利擁護事業

在宅の認知症高齢者等の自己決定能力が低下している人々の権利を擁護し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援を行う地域福祉権利擁護事業が平成 11 年よりスタートし、相談件数、契約件数ともに増加しています。

それに伴う、市町村エリアでの相談、支援体制の確立が必要となっています。

#### 苦情解決事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び苦情の解決を行う機関として、県社協に運営適正化委員会が設置されました。苦情解決件数も年々増加しており、利用者の立場に立った苦情解決のシステムづくりが進められています。

#### 福祉施策への提言・要請

公的な社会福祉制度や事業が拡充される中で、県社協は、組織、事業規模も拡大し、事業体としての性格を強めてきましたが、地域の福祉課題に対する調査研究から、新たな事業展開や福祉施策への提言活動等、運動体としての活動が、さらに要求される状況にあります。

#### 保健・医療との連携

社会福祉法、地域保健法においては、地域住民が健やかに自立して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉サービスの緊密な連携を求めています。

市町村では、保健・医療・福祉の連携をして、地域住民の健康と福祉の向上に様々な取り組みが進められています。

## 基本構想

### 利用者の立場に立った福祉基盤づくり

利用者と事業者の対等な関係に基づくサービスの選択や、契約の仕組みが十分に機能するためには、ややもすると弱い立場になりがちな利用者の保護制度の確立が必要となります。特に認知症や知的・精神的な障害によって判断力が不十分な人々が福祉サービスを利用するための支援や、サービス利用者の苦情を受け止め解決するシステムは、あまねく整備されることが必要です。

このため県社協では、地域福祉権利擁護事業で福祉サービスの利用援助を進め、また、運営適正化委員会において苦情解決を行っていますが、今後これらの事業を一層拡充するとともに、福祉サービスの第三者評価事業や事業者の情報開示など、利用者保護を目的とする諸事業の重層化及び定着・推進に努めます。

また、福祉サービス基盤の充実を目指して、現行制度の改善や新たな制度の創設等についても、調査・課題研究に取り組み、関係当局へ積極的に働きかけていきます。

さらに、地域における保健・医療・福祉の連携強化をはかり、より効率的な地域における自立生活の支援を実現するため、包括的な地域支援体制の構築を促進します。

## 基本目標 6 利用者の立場に立った福祉基盤づくり

### 活動目標 1 地域福祉権利擁護事業の推進

福祉サービス利用支援事業に対する県内の潜在的な需要を喚起するため、広報活動の強化を行い、県民への啓発・普及に努めるとともに、市町村社協や当事者組織など関係団体への周知を図ります。

本事業推進にあたっては、県社協から一部業務委託している基幹的社協への支援はもとより、監督体制の強化を図るために定期的に基幹的社協への巡回訪問を実施し、適正な運営に努めます。また、基幹的社協との連携とともに、その他の市町村社協や関係機関・団体との協力関係の構築が重要であり、特に、新たに設置が予定されている「地域包括支援センター」等との連携が重要となることから、関係機関連絡会議を定期的に関

催します。

また、市町村社協で実施している相談事業との連携を強化するため、その業務を中心に担う「地域福祉権利擁護推進員」の設置促進を行うと共に、生活支援員の確保・養成を図り、各市町村社協で住民の権利擁護活動が推進できるよう支援します。

- (1) 啓発普及活動の推進
- (2) 地域福祉権利擁護推進員の設置促進及び連携強化
- (3) 生活支援員の確保および養成研修の実施
- (4) 関係機関・団体との連携強化
- (5) 基幹的社協への支援・監督の強化

## 活動目標 2 苦情解決事業の推進

措置から契約・利用へと社会福祉が大きく転換した中で、利用者保護事業の果たす役割は極めて重要です。特に、苦情解決の仕組みは、利用者の満足感を高めると同時に、利用者とサービス提供事業者との対等な関係を築くものとして重要なものであり、広報活動の強化および関係相談機関との連携によって、福祉サービスの利用者をはじめ県民、事業者等への啓発・普及を図ります。

サービス提供事業者においては、社会福祉法第 82 条の規定により、利用者等からの苦情の適切な解決を図るための仕組みを設けることが義務付けられています。運営適正化委員会においては、各事業者への周知及び適切な体制の整備を進めるため、研修会、巡回指導、その他必要な事業の推進に努めます。特に、事業者による苦情解決を円滑に進めるため、第三者委員の設置の促進および活動を支援します。

運営適正化委員会は、福祉サービスの苦情解決や福祉サービス利用援助事業の運営監視を行うにあたり、公正・中立を旨とする事が定められています。県民に信頼される苦情解決機関となるために運営適正化委員会の活動を強化するとともにその独立性を確保します。

- (1) 運営適正化委員会活動の実施

- (2)福祉サービス提供事業者への普及・啓発、巡回指導の実施
- (3)第3者委員の設置促進及び活動支援
- (4)各関係機関・団体との連携
- (5)県民および利用者への普及・啓発の推進

### 活動目標3 福祉施策への提言・要請活動の強化

県民の生活福祉の向上を図るため、調査研究、連絡調整といった固有の機能を活かして、各種福祉施策の充実促進に取り組みます。そのため、企画・調整を担える人材の確保を図り、保健、医療、教育、労働等関係分野との連携・協働による調査研究活動を通して、新たな事業の開発や福祉施策への提言活動を展開します。

- (1)福祉施策への提言活動の展開

### 活動目標4 保健・医療との連携強化

住み慣れた家庭や地域社会の中で生活を継続することへのニーズに応える上で、地域医療、地域保健、そして在宅福祉の連携による対応が不可欠です。

このため県社協においては、関係団体の協力を得て、在宅生活に係る保健・医療・福祉の各種サービスを生活圏域において効果的に提供するための体制及び施策に関する調査研究に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。

- (1)認知症高齢者、精神障害者等の地域生活支援に関する関係機関の連携に関する調査研究の実施
- (2)医療・保健・福祉の連携による地域生活支援ネットワークづくりの促進

## 7. 情報、企画活動

### 現状と課題

#### 企画及び調査研究活動

調査研究の取り組みは、県社協らしい重要な活動であり、県内の福祉需要の動向や市町村社協、福祉施設等の課題に基づく事業の開発が一層求められています。

#### 社会福祉情報サービス

介護保険や障害者福祉サービスにおいては、かつての措置制度から契約制度へと転換したことにより、利用者が主体的に事業者を選ぶことが原則となりました。そのため、利用者には、事業者を選択する判断材料が必要となることから、事業者情報を始め、制度やサービスに関する知識を持つことが重要であり、それらの情報を取得する機会が保障されなくてはなりません。

また、事業者側においても、制度の変革に的確に対応し、質の高いサービスを実現するためには、様々な情報の中から学ぶことが必要です。

このため、県社協では広報活動を重視し、隔月発刊の機関紙を福祉施設・団体へ配布するとともに、企業などにも送付し、より広く県民に福祉情報が届けられるよう努めています。

さらに平成9年には、いち早くホームページを開設して、県社協各部所の事業や福祉施設団体の情報等について迅速な提供に努めています。

一方、平成14年に開設された沖縄県総合福祉センターには福祉ライブラリーが設置され、多数の福祉関係蔵書を保管していますが、データベースの整備や蔵書の管理に係るスタッフの確保が遅れており、十分な活用に至っていません。

### 基本構想

#### 情報機能の強化と企画機能の充実

社会福祉制度の変革期にあたり、福祉サービスの利用者、事業者ともに新たな仕組みのもとで安定したサービスの利用・提供がなされるためには、適切な情報の活用が重要です。県社協は、全国及び県内の福祉情報の収集・分析を行い、広報紙の発行やホームページ、福祉情報ライブラリーの運営を通して、県民並びに関係機関・団体・施設への情報提供に努めます。

また、県民の様々な福祉課題及び福祉事業の運営課題等についての調査研究をもとに、その解決に向けた新たな事業の開発や制度施策の立案に寄与していく企画機能の強化を図ります。

## **基本目標 7** 企画・情報機能の強化

### **活動目標 1** 企画及び調査研究活動の強化

県社協が、県民の生活福祉の向上に責任ある組織として、民間福祉活動の推進に中核的な役割を果たしていくためには、常に県民の福祉課題及び福祉事業の運営課題等の動向を的確に把握し、迅速かつ効果的な対応を進めることが必要です。そのため各種調査活動の体系的、計画的な実施、及び関係機関との情報交換や日常的な情報収集活動を通じて福祉課題を明らかにし、新たなプログラムの開発や政策提言につなげていくため、総合企画委員会を中心とした調査研究活動の取り組みを強化します。

また、沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会において、事業目標に照らした達成度や費用対効果に関する委員会の評価分析を行い、事業の改善や見直し、さらにスクラップ&ビルド等を進めていきます。

加えて、複数の部署にまたがる福祉課題や先駆的な取り組みが必要な事案については、局内にプロジェクトチームを設置し、調査研究等を進めます。

- (1) 総合企画委員会の開催
- (2) 21 プラン推進評価委員会の開催
- (3) 局内プロジェクト研究の推進

## 活動目標 2 情報機能の強化

県民のニーズに応じて福祉に関するあらゆる情報を広報誌の発行やホームページをとおして提供するほか、書籍や福祉ビデオ等の閲覧・貸出しを行う福祉情報ライブラリーを整備し、県社協では、その運営を通して、県民や福祉関係者に対する情報提供活動を積極的に進めます。

- (1) 広報紙「福祉情報おきなわ」の発行
- (2) ホームページの充実
- (3) 福祉情報ライブラリーの整備

## 第2節 県社協の経営基盤強化

### 現状と課題

#### 県社協の組織

会員の拡大に向けて、保健・医療機関、企業、個人会員等の加入促進を図りましたが、引き続き企業会員（第4種会員）確保等に努める必要があります。

理事会が執行機関としての役割を果たせるよう、正副会長会議の定期的な開催や、事業の執行状況や問題点など理事へ情報提供を随時行う必要があります。

事業の透明性の確保や、県民に対する県社協の負託責任を明確にしていくため、財務諸表等の積極的な情報開示が求められています。

#### 県社協の財政

県社協の財政は、補助・受託金等特定財源の占める割合が大きく、県社協が事業を推進していくには、これらの特定財源の安定的な確保が今後も必要であり、また、独自事業の展開に必要な自主財源の確保を積極的に進めていく必要があります。

#### 事務局体制

平成18年度に沖縄県いきいきふれあい財団との統合、「第三者評価」、「介護サービス情報の公表」事業等が本格的に実施されることから、これに的確に対応できる事務局体制の整備を進める必要があります。

#### 沖縄県総合福祉センター機能への対応

平成18年4月より指定管理者として本会が沖縄県総合福祉センターの管理運営を行うこととなりました。これまで民間福祉団体として本会が地域福祉活動や福祉施設・団体への支援を行ってきた経験から、センターが福祉活動の総合的拠点施設としての機能を十分に活かし、県民の福祉の向上、民間福祉団体活動等の発展に貢献できるよう努めていきます。

## **基本構想**

### **経営基盤の強化と組織・活動体制の整備**

県社協が、21世紀の沖縄で地域福祉の総合的な推進と福祉文化創造に先導的な役割を果たしていくためには、財政基盤の安定と、時代の要請に応える事業の企画・推進・評価を担う役員及び事務局体制の強化が必要です。会費、事業収入等の自主財源について増強を図るとともに、費用対効果を重視し、効率的な事業の運営に努めます。また企画部門の充実等、沖縄県いきいきふれあい財団との統合による事務局組織の再編を進めるとともに、各種研修会への参加を行い、職員の意識改革と専門性の向上に努めます。

### **基本目標 1 経営体制の充実強化**

#### **活動目標 1 会員拡充及び会費の見直し**

県社協は、その本来の性格から、住民組織、社会福祉事業関係者等の幅広い分野からの参加を得て、地域社会の総意を結集して運営していくことが求められており、そのために、今後保健、医療分野の連携確保の意味からも同分野関係等の会員拡大や、広く一般県民に勧奨していくことが望まれます。また、第4種会員（特別会員）についても、積極的な入会促進を図るためにも現在の会費単価を見直し、規模に応じた納入金額の設定や、個人篤志家の増員方策についても早急な検討を行い、併せて、第1種会員（社会福祉法人等）の会費等の見直しを行います。

会費単価については、自主財源の確保、財政の安定化の観点から段階的な引き上げを行うこととし、会員に対し、理解と協力を求めていくことが必要です。今後、会費の引き上げや会員の拡大を進めていく上で、会費の使途や会員としてのメリット等が問われることから、本会会員となることが社会貢献になっていることを十分に説明し、会員への情報や資料の提供、会員向けの各種講座やセミナー等の開催案内等事業への参加の機会を提供していきます。また、本会の事業に会員として積極的に参画していただき、幅

広い意見を運営や事業面に反映させるよう努めます。

- (1) 企業等への入会促進
- (2) 会員への情報等の提供
- (3) 会費の見直し

## 活動目標 2 理事会・評議員会の機能強化

理事・評議員に対して事務局から、事業の執行状況や問題点などの情報提供を随時行うとともに、定期的な正副会長会議を開催する等経営執行体制を強化します。

また、社会福祉振興基金事業や地域福祉権利擁護事業、苦情解決事業、第三者評価事業、介護サービス情報の公表事業等新たな役割を担っており、事業規模も年々拡大していくことから、的確な財務管理と財務体質等の強化を図り、事業の適正かつ安定的な運営に努めます。

- (1) 経営執行体制の強化

## 活動目標 3 情報の積極的な開示

運営の透明性を高め、県民に対する県社協の負託責任を明確にしていくため、事業や財務諸表等の情報の閲覧や機関紙（福祉情報おきなわ）、ホームページへの掲載等の方法により、積極的な開示を進めます。

- (1) 事業報告・財務諸表等の閲覧
- (2) 情報誌等への掲載

## **基本目標 2** 財政基盤の強化

### 活動目標 1 公的財源の確保と新たな補助・受託事業の開発

県社協は地域福祉の推進役として、今後ますます公共的な役割を期待されていることから、その運営の基盤をなす事務局職員の人件費及び事務費については公的補助の確保

に努めます。

また、県社協が取り組む事業のうち、特に公共性の高い事業については公的補助あるいは受託事業の採択に努め、公的財源の確保により事業を積極的に推進します。

#### (1) 公的財源の確保

### 活動目標 2 自主財源の増強

自主財源については、会員の拡充と会費の見直しによる会費の増額、各種大会、研修会参加費等からの収入の確保、介護支援専門員関係研修事業の実施による収入の確保、ボランティア保険の加入促進による福祉保険広告料の増額確保、積立金の増額と効果的な運用による預金利息の増額確保などに積極的に取り組むとともに、これまで行ってきたチャリティ収益金、図書頒布手数料等の事業収入の維持確保を図りつつ、新たな収益事業を開発し、収入財源の多角化を図っていきます。

#### (1) 事業収入の見直し

#### (2) 収益事業の開発

#### (3) 積立金等の運用の強化

### 活動目標 3 事務、事業の見直しと財源の効率的な運営

事業効率の視点から、既存の事務、事業について再点検し、評価を行い、スクラップ&ビルドを進めるとともに、限られた人員と財源を今後、県社協に期待されている事業にふりむける方向で改善を図ります。

#### (1) 事務、事業の点検と評価（スクラップ&ビルド）

#### (2) 事務処理の効率化の推進

#### (3) コストマネジメントの強化

### **基本目標 3** 事務局体制の強化

#### **活動目標 1** 事務局組織の機能的構成

県社協が、事業を着実に実施していくために、いきいきふれあい財団との統合を機会に、現在の部・所の業務分担の見直し・整理を行い、本会を取り巻く情勢に積極的に対応できる事務局体制の確立を図ります。

また、嘱託職員や臨時職員等、多様な雇用形態を活用し、人材システムの効率化を図るとともに、業務効率化のためのコンピューターシステムの活用を積極的に推進します。

- (1) 事務局体制の充実強化
- (2) コンピューターシステムの活用

#### **活動目標 2** 職員の資質の向上

新たな社会福祉体制のもとで、県社協が、その役割を十分に果たすためには、これに的確に対応できる職員一人ひとりの資質及び常に前向きな姿勢が重要です。

職員全体が、県社協の使命を十分に認識するとともに、新たな社会福祉の理念に則した意識改革を進め、さらに、県社協職員に相応しい高度な専門知識と技術の習得を図るべく職場内研修の充実、各種研修会参加並びに資格取得の支援を図ります。

- (1) 職場研修の充実
- (2) 各種研修会参加並びに資格取得の支援
- (3) 情報の共有化とモラールアップ

### **基本目標 4** 沖縄県総合福祉センター機能への対応

#### **活動目標 1** 沖縄県総合福祉センター機能の充実

沖縄県総合福祉センターには、「ふれあい交流機能」、「福祉情報サービスの提供機能」、「ボランティア活動の振興機能」、「民間社会福祉活動の振興機能」、「高齢者の社会参加機能」及び福祉人材の育成・研修機能」の6つの機能があります。

平成18年4月より指定管理者として本会が沖縄県総合福祉センターの管理運営を行うことになり、これまで民間福祉団体として本会が地域福祉活動や福祉施設・団体への支援を行ってきた経験から、センターが民間福祉活動の総合的拠点施設としてのこれらの機能を十分に活かし、県民の福祉の向上、民間福祉団体活動等の発展に貢献できるように努めていきます。

- (1)センター管理運営体制の充実強化
- (2)福祉総合相談センターの充実強化
- (3)福祉情報ライブラリーの充実強化

## 第4章 年次実施計画

### 1. 県社協の活動強化

基本目標	活動目標	実施計画(取り組み)	18年	19年	20年	21年	22年	
基本目標1 市町村社協との連携強化と支援の充実	1. 活動強化支援体制の確立	(1)調査研究活動の推進	推進	→	→	→	→	
		(2)市町村社協評価支援事業の推進	検討	推進	→	→	→	
		(3)市町村社協経営診断の実施	推進	→	→	→	→	
		(4)地域福祉活動計画策定の推進	推進	見直	→	→	→	
		(5)情報提供活動の充実	推進	→	→	→	→	
	2. 地域福祉ネットワーク事業等の推進	(1)小地域福祉活動の推進	推進	→	→	→	→	
		(2)離島等小規模社協へ支援	推進	→	→	→	→	
		(3)地域福祉ネットワーク事業の推進	推進	→	→	→	→	
	3. 民生委員児童委員活動への支援強化	(1)県民児協運営への支援	検討	推進	→	→	→	
		(2)地区・市町村・単位民児協活動強化の支援	検討	推進	→	→	→	
		(3)「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の普及	検討	推進	→	→	→	
	4. 役員・事務局体制の強化	(1)市町村社協職員の資質の向上に向けた研修会の開催	推進	→	→	→	→	
		(2)市町村社協役員マニュアルの作成	検討	推進	→	→	→	
	5. 共通課題の研究	(1) 沖縄県市町村社協連絡協議会における問題別研究委員会の設置促進	検討	推進	→	→	→	
	基本目標2 県民参加による福祉社会の形成	1. ボランティア活動の充実強化	(1)県ボランティア・市民活動支援センターの拠点整備及び機能強化	推進	→	→	→	→
			(2)市町村ボランティアセンターへの支援	推進	→	→	→	→
			(3)福祉施設・ボランティア団体・NPOへの支援と協働	推進	→	→	→	→
			(4)大学等との連携による学生へのボランティア活動の推進	推進	→	→	→	→
			(5)福祉教育の推進・学校教育との連携	推進	→	→	→	→
(6)企業の社会貢献活動及び勤労者のボランティア活動の促進			推進	縮小	→	→	→	
2. 福祉文化の形成		(1)「地域の福祉力」向上に向けたセミナー等の開催	推進	→	→	→	→	
		(2)住民同士の支え合い活動の活性化にむけた調査研究および情報提供	推進	→	→	→	→	
3. 福祉に関する啓発		(1)沖縄県社会福祉大会の開催	推進	→	→	→	→	
		(2)各種福祉週間等への協力	推進	→	→	→	→	

## 第4章 年次実施計画

### 1. 県社協の活動強化

基本目標	活動目標	実施計画(取り組み)	18年	19年	20年	21年	22年	
基本目標 3 社会福祉施設・団体への支援	1. 種別協議会との連携と支援	(1)各種委員会や職種別部会活動等の強化推進	推進	→	→	→	→	
		(2)課題・問題別の専門的な各種研修会等の推進	推進	→	→	→	→	
		(3)経営改善支援事業の普及啓発及び促進	推進	→	→	→	→	
		(4)各種別協議会の連絡調整、協働事業の推進	推進	→	→	→	→	
		(5)県や市町村行政への政策提言活動の推進	推進	→	→	→	→	
	2. 福祉事業の経営相談と支援	(1)各社会福祉法人・施設への巡回経営相談の推進	推進	→	→	→	→	
		(2)社会福祉法人経営の各種研修等の実施	推進	→	→	→	→	
	3. 社会福祉振興基金等を活用した活動支援	(1)社会福祉振興基金による社会福祉施設の整備や民間福祉団体の活動支援のための助成	推進	→	→	→	→	
		(2)地域福祉基金による民間福祉団体の活動支援のための助成	推進	→	→	→	→	
		(3)民間福祉資金を活用した民間福祉団体への支援	推進	→	→	→	→	
	4. 認定個人情報保護団体事業による支援	(1)事業者向け指針の普及	推進	→	→	→	→	
		(2)対象事業者への啓発、支援に関する事業の推進	推進	→	→	→	→	
		(3)個人情報の取扱いに関する苦情解決	推進	→	→	→	→	
	5. 福祉施設・団体及び任意団体等の支援	(1)社会就労(授産)関係施設・団体等との連携	推進	→	→	→	→	
		(2)精神障害者施設・団体等との連携	推進	→	→	→	→	
		(3)任意団体・小規模作業所等の支援	推進	→	→	→	→	
	基本目標 4 社会福祉事業従事者の資質の向上と研修事業の推進	1. 福祉従事者の研修事業の体系化	(1)社会福祉事業従事者に対する研修	推進	→	→	→	→
			(2)体系的な研修カリキュラムの作成	検討	推進	→	→	→
			(3)職場研修指導者養成	推進	→	→	→	→
		2. 福祉人材の養成・確保事業等の推進	(1)福祉人材研修センター運営	推進	→	→	→	→
(2)福祉人材無料職業紹介			推進	→	→	→	→	
(3)社会福祉事業従事者説明会・講習会の実施等			推進	→	→	→	→	
(4)社会福祉事業従事者確保に関する調査研究			推進	→	→	→	→	
(5)社会福祉事業経営者等に対する相談援助			推進	→	→	→	→	
(6)福祉に関する啓発等			推進	→	→	→	→	
(7)関係機関団体との連携			推進	→	→	→	→	
(8)福利厚生センター事業の推進			推進	→	→	→	→	

## 第4章 年次実施計画

### 1. 県社協の活動強化

基本目標	活動目標	実施計画(取り組み)	18年	19年	20年	21年	22年
基本目標 5 県民への福祉サービス事業の推進	1. 生活福祉資金貸付事業の効果的な運営	(1)市町村社協に対する貸付・償還業務の指導	推進	→	→	→	→
		(2)民児協との連携強化	推進	→	→	→	→
		(3)関係資料の作成、配布	推進	→	→	→	→
		(4)各種委員会、研修会の開催	修正	推進	→	→	→
		(5)関係機関団体との連携強化	推進	→	→	→	→
		(6)債権管理体制の強化推進	推進	→	→	→	→
	2. 福祉総合相談機能の充実	(1)福祉総合相談センター機能の充実	推進	→	→	→	→
		(2)福祉情報ライブラリーの整備	推進	→	→	→	→
	3. 介護技術等の普及による介護意識の促進	(1)介護実習・普及センター運営	推進	→	→	→	→
		(2)啓発・広報	推進	→	→	→	→
		(3)介護に関する知識・技術の普及講座開催	推進	→	→	→	→
		(4)福祉用具及び住宅改修普及講座開催	推進	→	→	→	→
		(5)介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実	推進	→	→	→	→
		(6)地域組織化活動の強化	推進	→	→	→	→
		(7)関係機関・団体との連携	推進	→	→	→	→
		(8)小・中学校教員免許取得に係る介護等体験事業の実施	推進	→	→	→	→
	4. 介護保険事業等の円滑な推進	(1)指定情報公表センターの運営	設置	推進	→	→	→
		(2)指定調査機関の運営	設置	推進	→	→	→
		(3)認知症高齢者グループホームの外部評価事業の推進	推進	→	統合	→	→
		(4)介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等の実施	推進	→	→	→	→
		(5)介護支援専門員実務研修受講試験対策セミナーの開催	推進	→	→	→	→
		(6)福祉サービス第三者評価推進事業の啓発普及	推進	→	→	→	→
	5. 明るい長寿社会づくりの推進	(1)長寿社会に対する啓発普及事業	推進	→	→	→	→
		(2)高齢者の生きがいと健康づくり事業	推進	→	→	→	→
		(3)組織づくりと指導者育成事業	推進	→	→	→	→
		(4)地域福祉基金補助事業	推進	→	→	→	→
		(5)高齢者総合相談事業	推進	→	検討	推進	→
(6)高齢者無料職業紹介運営事業		推進	→	→	→	→	

## 第4章 年次実施計画

### 1. 県社協の活動強化

基本目標	活動目標	実施計画(取り組み)	18年	19年	20年	21年	22年
基本目標6 利用者の立場に立った福祉基盤づくり	1. 地域福祉権利擁護事業の推進	(1)啓発普及活動の推進	推進	→	→	→	→
		(2)地域福祉権利擁護推進員の設置促進及び連携強化	推進	→	→	→	→
		(3)生活支援員の確保及び養成研修の実施	推進	→	→	→	→
		(4)関係機関・団体との連携強化	推進	→	→	→	→
		(5)基幹的社協への支援・監督の強化	推進	→	→	→	→
	2. 苦情解決事業の推進	(1)運営適正化委員会活動の実施	推進	→	→	→	→
		(2)福祉サービス提供事業者への普及・啓発、巡回指導の実施	推進	→	→	→	→
		(3)第三者委員の設置促進及び活動支援	推進	→	→	→	→
		(4)各関係機関・団体との連携	推進	→	→	→	→
		(5)県民および利用者への普及・啓発の推進	推進	→	→	→	→
	3. 福祉施策への提言・要請活動の強化	(1)福祉施策への提言活動の展開	推進	→	→	→	→
	4. 保健、医療との連携強化	(1)認知症高齢者、精神障害者等の地域生活支援に関する関係機関の連携に関する調査研究の実施	推進	→	→	→	→
		(2)医療・保健・福祉の連携による地域生活支援ネットワークづくりの促進	推進	→	→	→	→
	基本目標7 企画・情報機能の強化	1. 企画及び調査研究活動の強化	(1)総合企画委員会の開催	推進	→	→	→
(2)21プラン推進評価委員会の開催			推進	→	→	→	→
(3)局内プロジェクト研究の推進			検討	推進	→	→	→
2. 情報機能の強化		(1)広報紙「福祉情報おきなわ」の発行	推進	→	→	→	→
		(2)ホームページの充実	推進	→	→	→	→
		(3)福祉情報ライブラリーの整備	推進	→	→	→	→

## 2. 県社協の経営基盤強化

基本目標	活動目標	実施計画(取り組み)	18年	19年	20年	21年	22年
基本目標 1 経営体制の充実強化	1. 会員拡充及び会費の見直し	(1)企業等の入会促進	推進	→	→	→	→
		(2)会員への情報等の提供	推進	→	→	→	→
		(3)会費の見直し	推進	→	→	→	→
	2. 理事会・評議員会機能の強化	(1)経営執行体制の強化	推進	→	→	→	→
		3. 情報の積極的な開示	(1)事業報告・財務諸表等の閲覧	推進	→	→	→
	(2)情報誌等への掲載		推進	→	→	→	→
基本目標 2 財政基盤の強化	1. 公的財源の確保と新たな補助・受託事業の開発	(1)公的財源の確保	推進	→	→	→	→
	2. 自主財源の増強	(1)事業収入の見直し	推進	→	→	→	→
		(2)収益事業の開発	推進	→	→	→	→
		(3)積立金等の運用の見直し	推進	→	→	→	→
	3. 事務、事業の見直しと効率的な運営	(1)事務、事業の点検と評価(スクラップ&ビルド)	推進	→	→	→	→
		(2)事務処理の効率化の推進	推進	→	→	→	→
(3)コストマネジメントの強化		推進	→	→	→	→	
基本目標 3 事務局体制の強化	1. 事務局組織の機能的構成と配置	(1)事務局体制の充実強化	推進	→	→	→	→
	2. 事務局職員の資質の向上	(1)職場研修の充実	推進	→	→	→	→
		(2)各種研修会への参加	推進	→	→	→	→
		(3)情報等の共有化とモラルアップ	推進	→	→	→	→
基本目標 4 沖縄県総合福祉センター機能への対応	1. 管理運営体制の整備	(1)センターの管理運営体制の充実強化	推進	→	→	→	→
		(2)総合相談センターの充実強化	推進	→	→	→	→
		(3)福祉情報ライブラリーの充実強化	推進	→	→	→	→

基本理念	基本目標	活動目標	実施計画	
<p>基本理念                      自立と共生の理念を基に、県民並に立ち、あらゆる関係者の参画と協働のもと、県民一人ひとりが安心して生活できる地域社会を形成していくために、次のとおり活動を行います。</p>	<p>基本目標                      1. 市町村社協との連携強化と支援の充実                      2. 地域福祉ネットワーク事業等の推進                      3. 民生委員児童委員活動への支援強化                      4. 役員・事務局体制の強化                      5. 共通課題の研究</p>	<p>活動目標                      1. 活動強化支援体制の確立                      2. 地域福祉ネットワーク事業等の推進                      3. 民生委員児童委員活動への支援強化                      4. 役員・事務局体制の強化                      5. 共通課題の研究</p>	<p>実施計画                      (1)調査研究活動の推進 / (2)市町村社協評価支援事業の推進 / (3)市町村社協経営診断の実施 / (4)地域福祉活動計画策定の推進 / (5)情報提供連携の充実                      (1)小地域福祉活動の推進 / (2)離島等小規模社協へ支援 / (3)地域福祉ネットワーク事業の推進                      (1)県民見学運営への支援 / (2)地区・市町村・単位民見学活動強化の支援 / (3)「民生委員・児童委員見学」委員見学活動の普及                      (1)市町村社協職員の資質の向上に向けた研修会の開催 / (2)市町村社協役員マニュアルの作成                      (1)沖縄県市町村社協連絡協議会における関係別研究委員会の設置促進</p>	
			<p>1. ボランティア活動の充実強化                      2. 福祉文化の形成                      3. 福祉に関する啓発</p>	<p>(1)県ボランティア・市民活動支援センターの拠点整備及び機能強化 / (2)市町村ボランティアセンターへの支援 / (3)福祉施設・ボランティア団体・NPOへの支援と協働 / (4)大学等との連携による学生ボランティア活動の推進 / (5)福祉教育の推進 / (6)企業・社会貢献活動及びボランティア活動の促進                      (1)地域の福祉力向上に向けたセミナー等の開催 / (2)住民同士の支え合い活動の活性化に向けた調査研究および情報提供                      (1)沖縄県社会福祉大会の開催 / (2)各種福祉週間等への協力</p>
			<p>1. 各種協議会との連携と支援                      2. 福祉事業の経営相談と支援                      3. 社会福祉振興基金等を活用した活動支援                      4. 「認定個人情報保護団体」事業による支援                      5. 福祉施設・団体及び任意団体等の支援</p>	<p>(1)各種委員会や協議会等との連携 / (2)課題・問題別の専門的な各種研修会等の推進 / (3)経営改善支援事業の普及啓発及び促進 / (4)各種別協議会の運営調整、協働事業の推進 / (5)県や市町村行政への政策提言活動の推進                      (1)各社会福祉法人、施設への巡回経営相談の推進 / (2)社会福祉法人経営の各種研修等の実施                      (1)社会福祉協議会による社会福祉施設の整備や民間福祉団体の活動支援のための助成 / (2)地域福祉基金による民間福祉団体の活動支援のための助成 / (3)民間福祉基金を活用した民間福祉団体への支援                      (1)事業者向け福祉の普及 / (2)対象事業者への啓発、普及に関する事業の推進 / (3)個人情報情報の取り扱いに関する啓発解決                      (1)社会福祉協議会・関係施設・団体等との連携 / (2)精神障害者施設・団体等との連携 / (3)任意団体・小規模作業所等の支援</p>
			<p>1. 福祉従事者の研修事業の体系化                      2. 福祉人材の養成・確保事業等の推進</p>	<p>(1)社会福祉従事者に対する研修 / (2)体系的な研修カリキュラムの作成 / (3)職場研修指導者養成                      (1)福祉人材研修センター運営 / (2)福祉人材無料職業紹介 / (3)社会福祉従事者説明会・講習会の実施等 / (4)社会福祉従事者確保に関する調査研究 / (5)社会福祉従事者講習等に対する相談援助 / (6)福祉に関する啓蒙等 / (7)関係機関団体との連携 / (8)福祉厚生センター事業の推進</p>
			<p>1. 生活福祉資金貸付事業の効率的な運営                      2. 福祉総合相談センター・福祉情報センター事業の充実                      3. 介護技術等の普及による介護意識の促進                      4. 介護従事者等の円滑な推進                      5. 明るい高齢社会づくりの推進</p>	<p>(1)市町村社協に対する貸付・償還業務の指導 / (2)民間協会の連携強化 / (3)関係資料の作成、配布 / (4)各種委員会、研修会の開催 / (5)関係機関団体との連携強化 / (6)福祉管理体制作の強化促進                      (1)福祉総合相談センター機能の充実 / (2)福祉情報ライブラリーの整備                      (1)介護実習・普及とセンター運営 / (2)啓蒙、広報 / (3)介護知識等に関する知識・技術の普及講座開催 / (4)福祉用具及び高齢者住宅改修普及講座開催 / (5)介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実 / (6)地域組織化活動の強化 / (7)関係機関・団体との連携 / (8)小・中学校教育機関に際した介護実習事業の実施                      (1)指定情報公開センターの運営 / (2)指定調査機関の運営 / (3)認知症高齢者グループホームの外部評価事業の推進 / (4)介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等の実施 / (5)介護支援専門員実務研修試験対策セミナーの開催 / (6)福祉サービスに関する調査研究 / (7)福祉サービスに関する調査研究 / (8)福祉サービスに関する調査研究 / (9)福祉サービスに関する調査研究 / (10)福祉サービスに関する調査研究                      (1)長寿社会に対する啓蒙普及事業 / (2)高齢者の生きがいと健康づくり事業 / (3)組織づくりと指導者育成事業 / (4)地域福祉基金補助事業 / (5)高齢者総合相談事業 / (6)高齢者無料職業紹介運営事業</p>
			<p>1. 地域福祉権利擁護事業の推進                      2. 苦情解決事業の推進                      3. 福祉施設への提案、要請活動の強化                      4. 保健、医療との連携強化</p>	<p>(1)啓蒙普及と活動の推進 / (2)地域福祉権利擁護推進委員会の設置促進及び連携強化 / (3)生活支援委員会の確保及び養成研修の実施 / (4)関係機関・団体との連携強化 / (5)基幹的社協への支援・協働の強化                      (1)運営適正化委員会活動の実施 / (2)福祉サービス提供事業者への普及・啓蒙、巡回指導の実施 / (3)第三者委員会の設置促進及び活動支援 / (4)各関係機関・団体との連携 / (5)県民及び利用者への普及・啓蒙の推進                      (1)福祉施設への提案、要請活動の展開                      (1)認知症高齢者、精神障害者等の地域生活支援に関する関係機関の連携に関する調査研究の実施 / (2)医療・保健・福祉・福祉の連携による地域生活支援ネットワークづくりの促進</p>
			<p>1. 企画・情報機能の強化</p>	<p>(1)総合企画委員会の開催 / (2)21プラン推進評価委員会の開催 / (3)局内プロジェクト研究の推進                      (1)広報紙「福祉情報おきなわ」の発行 / (2)ホームページの充実 / (3)福祉情報ライブラリーの整備</p>
<p>1. 経営体制の充実強化</p>	<p>(1)企業等の入会促進 / (2)役員への情報等の提供 / (3)委員の員直し                      (1)経営執行体制の強化                      (1)事業報告・財務諸表等の開示 / (2)情報誌等への掲載</p>			
<p>2. 財政基盤の強化</p>	<p>(1)公的財源の確保                      (1)役員と委員の員直し / (2)事業収入の員直し / (3)収益事業の開発 / (4)積立金等の運用の員直し                      (1)事務、事業の点検と評価(スクラップ&amp;ビルド) / (2)事務処理の効率化の推進 / (3)コストマネジメントの強化</p>			
<p>3. 事務局体制の強化</p>	<p>(1)事務局体制の充実強化                      (1)職制研修の充実 / (2)各種研修会への参加 / (3)情報等の共有化とモラルアップ</p>			
<p>4. 沖縄県総合福祉センター機能への対応</p>	<p>(1)センターの管理運営体制の充実強化 / (2)総合相談センターの充実強化 / (3)福祉情報ライブラリーの充実強化</p>			

# 参 考 資 料

- (1) 沖縄県社会福祉協議会の歩み
- (2) 沖縄県社会福祉協議会組織機構図

## 沖縄県社会福祉協議会の歩み

本会は昭和 26 年 11 月 1 日、戦後の沖縄の社会福祉の振興を願う軍官民の強い要請を受け「沖縄群島社会福祉協議会」として設立され、初代会長に志喜屋孝信氏が選任された。設立当初は沖縄群島政府社会事業課内（元・天妃小学校）に事務所を置き、初代事務局長に高原久男氏を迎えて業務を開始した。翌 27 年 6 月、沖縄で最初の共同募金運動を実施したが振るわず、当時の事務局長（2 代）・新垣義常氏と総務課長・平安常實氏が全国を行脚して集めた浄財等で当初の運営危機をしのいだ。

昭和 28 年 5 月、志喜屋会長の辞任に伴い 2 代目会長に山城篤男氏が選任された。昭和 30 年 1 月、沖縄初の社会福祉法人として認可。同年 10 月、那覇市美栄橋 1 丁目に 3 階建ての福祉会館を建設するに至って、ようやく会運営が軌道に乗り出した。

昭和 33 年 5 月、山城会長の辞任により 3 代目会長に具志堅宗精氏を選任。同時に宮古・八重山の両群島社会福祉協議会を吸収統合、名称も「沖縄社会福祉協議会」（通称「沖社協」）に改め、名実共に全琉の民間社会福祉事業の中核的存在としての基盤を築いた。

昭和 46 年 4 月、多年の念願であった沖縄社会福祉センターの一部(2 階)を那覇市旭町に建設、5 月に事務所を同センター内に移した。

昭和 47 年 5 月、本土復帰に伴い名称を「沖縄県社会福祉協議会」に改めると共に新たに「沖縄県共同募金会」を設立、それまで本会の事業の一環として実施してきた共同募金事業を同会に移管した。

昭和 54 年 12 月、具志堅会長の逝去により 4 代目会長に竹内和三郎氏が選任された。昭和 59 年 6 月、県内援産所の活性化を図るため本会内に沖縄県援産事業振興センターを設置した。昭和 61 年 4 月、県立沖縄県社会福祉研修所(昭和 56 年 4 月設立)の管理運営が本会に委託された。

平成 2 年 3 月、竹内会長の逝去に伴い 5 代目会長に當銘由金氏が選任された。翌 3 年 6 月には當銘会長の辞任により 6 代目会長に瀬長浩氏が就任した。同年 10 月、沖社協創立 40 周年記念事業として県民福祉まつりを実施し、地域・保健医療・福祉シンポジウム、福祉フェア、世代交流フェスティバルなどを一堂で開催した。

平成 5 年には沖縄県から福祉人材センターの運営を受託し以来、福祉施設団体従事者の職業紹介事業や福祉マンパワーの育成に努めている。

平成 7 年 6 月、瀬長会長の勇退により 7 代目会長に崎間晃氏が選任された。

平成 11 年 10 月には、判断能力が不十分な痴呆、知的障害、精神障害等への福祉サービスの利用援助等を行う「沖縄県地域福祉権利擁護センター」（現、「沖縄県福祉サービス利用支援センター」）が開設された。

「社会福祉法」が施行された平成 12 年 6 月には「沖縄県福祉サービス運営適正化委員会」を設置、福祉サービスの苦情についての相談と解決の斡旋等を行うこととなった。

平成 13 年 3 月には本会の中長期計画となる「沖縄県社会福祉協議会 21 プラン」を策定し、21 世紀の本会の運営・事業の進展並びに望ましい福祉社会の実現に向けて事業展開の目標、指針を示した。

平成 13 年 11 月 1 日には創立 50 周年を迎え、平成 15 年 2 月には事務所を那覇市首里石嶺に建設された「沖縄県総合福祉センター」へ移転した。同センターの運営管理については本会が受託することに

なった。

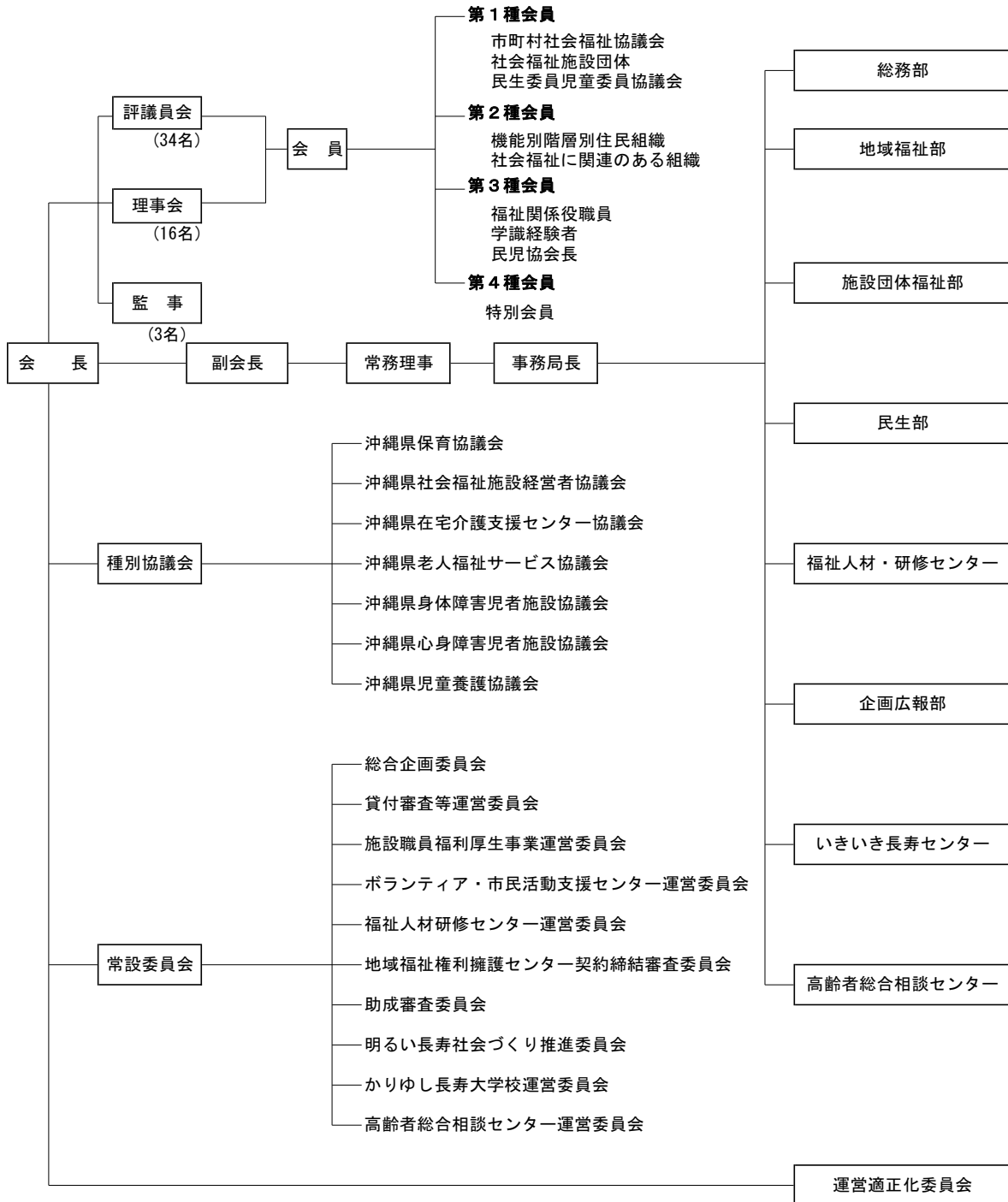
平成 15 年 6 月、崎間会長の勇退により、8 代目会長に呉屋秀信氏が選任された。

平成 18 年 4 月には、(財)いきいきふれあい財団を統合し、あわせて事務局機構改革を実施した。これにより、「いきいき長寿センター」、「高齢者総合相談センター」、「企画広報部」が新設され、既存の部・所の業務についても再編が行われた。

同時に、「第 2 次沖縄県社会福祉協議会 21 プラン」(平成 18 年～22 年の 5 年間計画)もスタートし、現在、会長を筆頭に各種の社会福祉事業を精力的に展開している。

沖縄県社会福祉協議会 組織機構図

平成18年4月1日



## 関 連 資 料

- (1) 「沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会」設置要綱
- (2) 「沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会」委員名簿
- (3) 「沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会ワーキンググループ設置要領
- (4) 「第2次沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会」設置要綱
- (5) 「第2次沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会」委員名簿
- (6) 「第2次沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会ワーキンググループ  
設置要領
- (7) 沖縄県社会福祉協議会 21プラン推進評価委員会等の経過

## 「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」設置要綱

### (目的)

第1条 21世紀に向けて沖縄県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)のあるべき姿、果たすべき役割を記した中長期的計画である「沖縄県社会福祉協議会21プラン」の最終年度にあたり、引き続き、事業、財政、組織の各面から評価検討を行い、今後の更なる基盤整備と事業推進の基本的方向を明らかにすることを目的に、沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1)実施計画の進捗状況のチェック及び助言
- (2)21プラン評価を基にした新プランの策定

### (委員会の構成、任期及び組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で構成し、以下各号の中から会長が委嘱する。

- (1)市町村社会福祉協議会関係者
  - (2)社会福祉施設関係者
  - (3)社会福祉団体関係者
  - (4)各種関係団体関係者
  - (5)関係行政機関関係者
  - (6)学識経験者
  - (7)その他会長が認めた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- 3 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長の選出等)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、沖縄県社会福祉協議会地域福祉企画部において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。但し、今回の委員の任期については、第3条第2項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」委員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	平 良 森 雄	沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会長	
2	田 松 永	浦添市社会福祉協議会長	
3	名 嘉 隆 一	沖縄県社会福祉施設経営者協議会長	
4	仲宗根 康 人	沖縄県老人福祉サービス協議会長	
5	上 間 幸 弘	沖縄県民生委員児童委員協議会長	
6	渡真利 源 吉	沖縄県ソーシャルワーカー協会会長	副委員長
7	宮 城 光 宏	沖縄県福祉保健部福祉・援護課長	
8	神 里 博 武	沖縄国際大学教授	委員長
9	伊 波 輝 美	沖縄県社会福祉協議会常務理事	

## 「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」 ワーキング・グループ設置要領

### 1. 目 的

平成12年度において、今後の沖縄県社会福祉協議会の使命と果たすべき役割を明らかにした沖縄県社会福祉協議会の中長期計画である「沖縄県社会福祉協議会21プラン」が策定されたが、その計画の円滑な推進並びに検証機能を持つ「沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」が設置された。

そこで、委員会の協議の効率化を図るとともに、計画が適正に実施されるよう、事務局職員で構成するワーキング・グループを設置する。

### 2. 任 務

ワーキング・グループの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画の進捗状況のチェックに関する事前検討

### 3. 構 成

ワーキング・グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 総務部長
- (3) 地域福祉企画部長
- (4) 施設団体福祉部長
- (5) 厚生部長
- (6) 福祉人材研修センター所長
- (7) 福祉サービス利用支援センター所長

### 4. 会 議

ワーキング・グループの会議は、原則として年4回（5月、8月、11月、2月）開催する。

### 5. 所 管

ワーキング・グループは地域福祉企画部が所管する。

## 「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」設置要綱

### (目的)

第1条 沖縄県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)の21世紀のあるべき姿や果たすべき役割、今後の基盤整備と事業推進の基本的方向を明らかにした「沖縄県社会福祉協議会21プラン」の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までの5年間の推進計画となる「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」(以下、「本プラン」という。)を策定した。

については、本プラン推進の進捗状況の点検や評価、見直し等を行い、本会の更なる発展に資することを目的として、「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 実施計画の進捗状況の点検や評価及び助言
- (2) 本プランの修正や見直し等への助言

### (委員会の構成、任期及び組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で構成し、以下各号の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 市町村社会福祉協議会関係者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 関係行政機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他、本会会長が認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

3 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長の選出等)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、本会会長が招集し、委員長が議長となる。

2 本会会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 委員会の会議の効率化を図るとともに、実施計画の進捗状況の事前検討等を行うために事務局職員で構成するワーキング・グループを設置する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会・企画広報部において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。但し、今回の委員の任期については、第3条第2項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」委員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	我如古 盛 吉	宜野湾市社会福祉協議会長	
2	仲 間 栄 千	糸満市社会福祉協議会事務局長	
3	池 田 幸 榮	南風原町第1民生児童委員協議会長	
4	松 川 満	沖縄県福祉保健部福祉・援護課長	
5	名 嘉 隆 一	沖縄県社会福祉施設経営者協議会長	
6	大 城 良 紀	沖縄県老人福祉サービス協議会長	
7	竹 藤 登	沖縄県社会福祉士会長	副委員長
8	神 里 博 武	沖縄国際大学総合文化学部教授	委員長
9	伊 波 輝 美	沖縄県社会福祉協議会常務理事	

## 第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会 ワーキング・グループ設置要領

### 1. 目的

「沖縄県社会福祉協議会21プラン」の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までの5年間の推進計画となる「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」(以下、「本プラン」という。)が策定されたが、本プラン推進の進捗状況の点検や評価、見直し等の検証機能を持つ「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン推進評価委員会」(以下、「委員会」という。)が設置された。

については、本委員会設置要綱第5条第3項に基づき、本委員会の協議の効率化を図り、実施計画を適正に実施していくために、沖縄県社会福祉協議会の事務局職員で構成するワーキング・グループを設置する。

### 2. 任務

ワーキング・グループの任務(業務内容)は、次のとおりとする。

- (1) 本プランの実実施計画の進捗状況に関する事前検討を行う。
- (2) 本プランの修正や見直しの事前検討を行う。

### 3. 構成

ワーキング・グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 総務部長
- (3) 地域福祉部長
- (4) 施設団体福祉部長
- (5) 民生部長
- (6) 福祉人材研修センター所長
- (7) いきいき長寿センター所長
- (8) 企画広報部長、兼運営適正化委員会事務局長

### 4. 会議

ワーキング・グループの会議は、随時開催するものとし、必要に応じて各部所単位での実施事業等の検討や連絡調整等の会議を行うものとする。

### 5. 所管

ワーキング・グループは、企画広報部が所管する。

(附則)

この要領は、平成19年1月18日から施行する。

## 沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会等の経過

### 1. 沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会の経過

- 第 1 回委員会（平成 17 年 12 月 9 日）
  - ・平成 17 年度推進評価委員会の取り組みについて
  - ・21 プランの 5 カ年の実施状況（評価と方向性）について
- 第 2 回委員会（平成 18 年 2 月 9 日）
  - ・新 21 プラン骨子（案）について（現状と課題、基本構想、基本計画）
- 第 3 回委員会（平成 18 年 3 月 10 日）
  - ・新 21 プランの骨子（案）について（基本計画、実施計画）

### 2. 沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会ワーキンググループの経過

- 第 1 回ワーキンググループ（平成 17 年 11 月 21 日）
  - ・沖縄県社協 21 プランの 5 カ年評価と新プランの策定について
  - ・21 プランを評価するにあたって
- 第 2 回ワーキンググループ（平成 17 年 12 月 5 日）
  - ・沖縄県社協 21 プランの 5 カ年評価について
  - ・21 プラン推進評価委員会について
- 第 3 回ワーキンググループ（平成 17 年 12 月 19 日）
  - ・新 21 プランの策定について
- 第 4 回ワーキンググループ（平成 18 年 2 月 6 日）
  - ・新 21 プランの策定について（現状と課題、基本構想、基本計画）
- 第 5 回ワーキンググループ（平成 18 年 2 月 20 日）
  - ・第 2 回推進評価委員会での意見について
  - ・新 21 プランの作成について（現状と課題、基本構想、基本計画、実施計画）
- 第 6 回ワーキンググループ（平成 18 年 3 月 6 日）
  - ・新 21 プランの策定について（実施計画）

### 3. 第 2 次沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会の経過

- 第 1 回委員会（平成 19 年 2 月 5 日）
  - ・第 2 次 21 プランの推進評価について
- 第 2 回委員会（平成 19 年 3 月 7 日）
  - ・平成 18 年度県社協業務の報告
  - ・第 2 次 21 プラン推進評価票（案）の審議
  - ・第 2 次 21 プラン推進評価の公表について

### 4. 第 2 次沖縄県社会福祉協議会 21 プラン推進評価委員会ワーキンググループの経過

- 第 1 回ワーキンググループ（平成 19 年 2 月 6 日）
  - ・評価票（案）の様式および評価方法について
- 第 2 回ワーキンググループ（平成 19 年 2 月 28 日）
  - ・評価票（案）について
- 第 3 回ワーキンググループ（平成 19 年 3 月 5 日）
  - ・推進評価委員会の進行について
  - ・第 2 次 21 プラン推進評価の公表について

安心を支えます

# ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償！

活動場所と自宅との往復途上の事故も補償

ケガのための入院を事故の日から1,000日まで補償

ボランティア自身の食中毒・熱中症・特定感染症もOK

天災タイプでは地震・噴火・津波によるケガもOK

平成 18 年度

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
死亡。後遺障害保険金	1,301万円	2,467万円	3,955万円	
入院保険金（1日につき）	7,000円	11,000円	14,000円	
通院保険金（1日につき）	4,500万円	7,000円	9,000円	
賠償責任保険金（限度額）	5億円	5億円	5億円	
掛金	基本タイプ	300円	500円	700円
	天災タイプ	650円	1,120円	1,630円



## ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償！

- 行事参加者（主催者を含む）全員のケガを補償（往復途上も含む）
- 行事主催者の賠償事故も補償

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネージャー等の活動中のケガや賠償事故を補償！

- 障害者居宅介護事業・児童居宅介護事業
- 在宅福祉サービス
- 支援費制度事業など
- （公的介護保険対象外サービスを含む）
- 地域福祉サービス

## 送迎サービス補償

送迎サービス中の交通事故によるケガを補償！

- 送迎サービス利用者を特定したプラン
- 送迎サービスのための自動車を特定したプラン

お申し込み、ご紹介は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人  
団体契約者 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞ヶ関ビル17F  
TEL:03 (3581) 4667 FAX:03 (3581) 4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

社会福祉施設総合損害補償

# しせつの 損害補償

社会福祉施設の  
さまざまなリスクに対応



安全・健全な施設運営のために!

## プラン1

### 施設の業務中事故 賠償補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

## プラン2

### 滞在型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

## プラン3

### 通所型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

## プラン4

### 施設送迎車搭乗中の 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問

## プラン5

### 施設職員に対する3つの補償

- 全職員対象の政府労災上乗せ補償
- 役員や実習生を対象とした傷害事故補償
- 常勤・非常勤職員を対象とした感染症罹患事故補償

## プラン6

### 施設の什器・備品 損害補償

- 施設の現金等も対象

## プラン7

### 個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合(恐れのある場合も含む)の損害賠償金額を補償します。

### 補償 内容

..... 第三者への損害賠償 .....	
法律上の損害賠償金	弁護士費用等の争訟費用
..... ブランド価値のき損を防止・縮減 .....	
謝罪会見・広告・文書費用	クレーム対応費用
見舞品購入費用	コンサルティング費用

ホームページでも内容を紹介しています。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体契約者

社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン

発行日 2007年3月31日

発行所 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

〒903-8603

沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟4階

TEL098-887-2000

FAX098-887-2024